

# 公益財団法人 三菱UFJ国際財団

## 倫理規則

### (前文)

公益財団法人三菱UFJ国際財団（以下、この法人と言う）は、その設立の趣意に基づき、国際理解及び国際間の交流を推進するとともに、これに資する内外の人材を育成し、もって我が国とアジア諸国をはじめとする世界各国との国際親善及び世界平和の推進に寄与する公益目的実現のため、一貫した事業活動を続けてきた。特に新しい公益法人制度の発足に伴い、民間公益活動という市民活力の有力な担い手として公益法人の役割は、国内はもとより国際的にもますます重要性を増してきており、この法人もこの時代の要請に積極的に応えていかねばならない。

このような認識のもと、この法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規則を制定し、その普及・定着を図ることとした。

この法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規則の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

### (本文)

#### (組織の使命及び社会的責任)

第1条 この法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当らねばならない。

#### (社会的信用の維持)

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

#### (法令等の遵守)

第3条 この法人は、関連法令及び財団の定款、倫理規則その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利益の禁止)

第4条 この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第5条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示、その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基本財産の拠出者、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第7条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第8条 この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規則遵守の監視)

第9条 この法人は、必要あるときは、理事会の議決に基づき委員会を設置し、この規則の遵守状況を監視する。

(改 廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

付 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の成立の日施行する。